



日本原子力学会フェロー基金規約

2019年9月20日 第2回総務財務委員会承認

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）フェロー企画運営小委員会規約（0204-02）により設立される、日本原子力学会フェロー基金（以下、「基金」という）にかかわる事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 基金の使途は、日本原子力学会フェロー賞表彰、フェローのネットワークの構築と維持管理・運営、学生会員の活動支援、原子力学会誌（ATOMOΣ）の活性化、フェロー活動等に要する経費に限定し、基金の運営はフェロー企画運営小委員会がおこなう。

(構成)

第3条 基金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金とすることを指定された財産。
- (2) 本会のフェローをはじめとする会員、各種団体からの寄付。

(管理運用)

第4条 基金は、フェロー企画運営小委員会の決定に基づき、計画的に管理運用することとし、その管理運用にあたっては理事会の承認を得るものとする。

(改定)

第5条 本規約の改定は、フェロー企画運営小委員会が起案し、総務財務委員会の承認を得たのち、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成19年9月12日 第19・2回総務財務委員会起案、平成19年9月19日 第490回理事会承認、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 平成22年2月18日 第507回理事会承認
 - ② 平成22年9月2日 第1回フェロー企画運営委員会承認
 - ③ 平成28年11月11日 第2回フェロー企画運営小委員会起案、平成28年11月17日 第5回総務財務委員会承認、平成28年11月30日 第5回理事会報告
 - ④ 2019年5月17日 第4回フェロー企画運営小委員会起案、2019年9月20日 第2回総務財務委員会承認、2019年9月30日 第3回理事会報告

附則

- 1 平成 23 年 3 月 23 日改定の規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 5 月 24 日改定の規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 2019 年 9 月 20 日改定の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。